



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

賞与支払時の各種保険料の計算について

賞与支給の時期となりました。保険料の計算は下記を参考にしてください。

健康保険料	標準賞与額 × 1000 分の 50
介護保険料	標準賞与額 × 1000 分の 8.65
厚生年金保険料	標準賞与額 × 1000 分の 91.5

* 「標準賞与額」とは、賞与支給額の 1,000 円未満を切り捨てた額です。

* 円未満端数処理は、50 銭以下切り捨て、50 銭を超えるときは 1 円に切り上げです。

* 標準賞与額の上限は、健康保険（4/1～3/31 の累計 573 万円）厚生年金保険（1 ヶ月あたりあたり 150 万円）です。

【 注意 】

賞与支給月に退職等で資格喪失した場合、健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料は徴収しません。ただし、退職日が末日の場合は徴収します。

例：12 月 10 日に賞与を支給した場合

- ・ 12 月 15 日退職 賞与から保険料は徴収しない
- ・ 12 月 30 日退職 賞与から保険料は徴収しない
- ・ 12 月 31 日退職 賞与から保険料は徴収する

雇用保険料

賞与支給額 × 1000 分の 3（建設業は 1000 分の 4）

* 円未満端数処理は、50 銭以下切り捨て、50 銭 1 厘以上は 1 円に切り上げ。

ただし、慣習の場合は、「円未満を切り捨て」でも可。

給与計算業務の代行について

給与計算業務は、単なる集計計算業務と違い、各種の法律に基づいた集計計算業務です。担当者が知らなければならない法律は、労働基準法をはじめとする労働法、保険料控除に係る社会保険各法、所得税、住民税に関する税法等があり予想以上に範囲が広く最近頻りに改正が行われます。自社でこれらの業務に精通した人材を育成することは容易ではありません。労働人口の減少で人材確保が困難になることが予想される中、中小企業では限られた経営資源を少しでも多く本業に割り当てたいと考えておられると思います。吉田労務管理センターでは、専門家が給与計算を代行して行うことで御社の給与計算業務に費やす負担を軽減し、本業に集中していただき企業の更なる発展に貢献できればと考えております。

給与計算事務報酬

給 与 (月 額)	基本手数料 20,000 円 + 人数 × 500 円
賞 与 (各 回)	基本手数料 15,000 円 + 人数 × 500 円
年末調整 (一 般)	基本手数料 20,000 円 + 人数 × 500 円
(随 時)	基本手数料 30,000 円 + 人数 × 500 円

基本となる報酬は上記のとおりです。相談だけでも大丈夫ですので、担当者にお気軽にお声掛けください。

教育ツール「 Learning365 」のご紹介

28年の
ロングセラー



当法人でも毎日の朝礼で使用している社内教育ツールのご紹介です。

教育ツール「 Learning365 」は、世界最大級（高さ 75 cm×横 51.5 cm）の日めくり形式のカレンダー（2 日に 1 枚）です。カレンダーには、自己啓発格言等が記載されており、内容を朝礼で読み上げることや社内掲示を行うことで、職員の内省や気づきにつながり職員教育に効果的です。

多くの事業所で好評を頂いている 28 年のロングセラーです。令和 2 年分の販売を開始しておりますので、担当者にお気軽にお声掛けください。

販売価格：定価 ~~27,500 円~~ を **22,000 円**（税込）

で販売しております。